

## 募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

制定：平成 18 年 7 月 25 日

(最終改正：平成 30 年 9 月 26 日)

デジタルアセット証券株式会社

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第 1 条に規定する「募集」をいいます。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ、適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。

また、適合性の原則から、当社で預り資産が 200 万円以上のお客様、又は過去の取引を勘案して当社が認めたお客様で、過去の株式の投資経験が 3 年以上あり、新規公開株のリスクを十分ご理解いただいたお客様を中心に配分を行うこととしております。そのため、新たに新規公開株の入手のための口座開設はお断りしておりますので、ご了承ください。

### (1) 新規公開株の場合

新規公開株のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として抽選により配分先を決定いたします。

新規公開株の抽選は次の要領で行います。

①抽選は、ブックビルディング期間中に当社抽選口に行われた需要申告又は配分の申込みを対象に、抽選日（発行価格決定日以降）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、お客様への配分予定数量の 50%以上を当該抽選に付すことといたします。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう配慮いたします。

②抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告又は配分の申込みに番号を付し、その番号を対象に抽選を行います。

③抽選の結果、当選しなかった場合でも、原則として当該申込みの効力はなくならず、下記（２）の抽選以外の方法により決定する配分先の対象となります。

④抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領を電話でお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨の御連絡はいたしませんので、あらかじめ御了承下さい。

⑤抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること、又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承下さい。

イ ブックビルディングの需要が積み上がらない場合

ロ お客様の配分申込み数量が当社における配分予定数量に満たない場合

ハ 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合

ニ その他、割合を引き下げること、又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することが必要であると判断される場合

## （２）新規公開株の抽選によらない場合

### ① 短期売買の排除に関する基準

当社は、新規公開株の公開後の株価動向の推移及び長期保有をしていただけるお客様を重視しております。そのため、新規公開株を入手した後、一定期間保有していただけるお客様を中心に配分をおこないます。つきましては、お申し込みの段階にお客様に保有に関する意思をご確認させていただくことになります。

### ② ブックビルディングへの適切な参加に関する基準

当社は、新規公開株の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を確認させていただき、適切な需要申告をしていただいているお客様を優先して配分を行います。そのため、過去に行われた新規公開株における需要調査において、お客様の申し込み及びその需要申告が適切であったかどうかを確認させていただきます。なお、適切な需要申告とは、個別銘柄毎に当該銘柄の状況等を勘案の上で行っていただく申告を意味します。したがって、申込理由と上記①の所有予定期間を記入した「優先配分申込書」をお客様より差し入れていただきます。

## （３）新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分及び機関投資家のお客様への配分（以下、「その他の配分」という。）につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記（２）の基準に合致するお客様による申し込みを中心に配分することとしています。

4. 需要申告及び配分の申し込みは、当社において対面又はお電話で受け付けます。

5. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの需要については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見

書に記載されます。また、これらに需要申告及び配分の申し込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、店頭においてお知らせいたします。

6. 個別の事案において、4 までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、5 に併せてお知らせいたします。
7. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守すること等はもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団員関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。なお、需要申告及び配分の申し込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申し込みはお受けできません。
8. 以上のような基本方針に基づいた、公正な配分を通じて、証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

以 上